相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡倶知安町北四条西一丁目一〇番地、最後の住所本海道虻田郡倶知安町南四条東五丁目一番地

被相続人　亡　北上喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

北海道虻田郡倶知安町南一条西一丁目三三番地吉田聡司法書士事務所

相続財産管理人　吉田　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市岡部字岡部二九番地、最後の住所福島県福島市岡部字大蔵一八番地の七サンハイツ大蔵一〇三号

被相続人　亡　菅野金之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

福島県福島市花園町二番三五号花園レジデンス一〇二号

相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市千波町一九〇五番地、最後の住所茨城県水戸市千波町二〇五六番地の一

被相続人　亡　中村　清賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階

相続財産管理人　弁護士　小沼　典彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県上都賀郡西方町大字金崎二八八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大塚　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

栃木県栃木市泉町一九番一八号

相続財産管理人　矢尾板　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市万町二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　栗原　賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

事務所栃木県佐野市高萩町一二〇二番地九

相続財産管理人　山田　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区平井六丁目一二八六番地、最後の住所東京都荒川区東尾久四丁目四六番二―二〇四号　被相続人　亡　谷亀　雅和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

事務所東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル三〇二号犀川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犀川　季久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市青柳二丁目一番地の五、最後の住所東京都板橋区大山東町一七番七―四一〇号ロイヤル大山

被相続人　亡　名畑　茂男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区元宮一丁目六四一番地、最後の住所横浜市鶴見区元宮一丁目五番二三号

被相続人　亡　山崎　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

横浜市中区日本大通七　日本大通七ビル八階　弁護士法人横浜パートナー法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大山　滋郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区神大寺町六九七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　川崎　恂致

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

横浜市中区不老町一丁目六番地九第一ＨＢビル七階Ｃ区画

相続財産管理人　弁護士　荻田　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区渡田三丁目二番地、最後の住所東京都台東区雷門二丁目一番一二号雷門荘　被相続人　亡　飯塚　良三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

神奈川県相模原市中央区富士見六丁目六番一号大賀ビル二階

相続財産管理人　弁護士　齋藤佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市足羽二丁目二五〇一番地、最後の住所福井県福井市花月二丁目六番二三号　被相続人　亡　柿本ちを子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

福井県福井市和田三丁目八〇一番地三

相続財産管理人　司法書士　織田　勇治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市大野新田七〇四番地一、最後の住所静岡県富士市大野新田七〇四番地の一　被相続人　亡　高野　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

静岡県富士市永田町一丁目一五〇番地鈴木建設ビル五階南　津島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津島　章利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所三重県熊野市有馬町三九九三番地の二　被相続人　亡　大江　鈴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月三十一日

三重県津市丸之内三四番五号

相続財産管理人　弁護士　増井　正人

第25期決算公告

平成23年10月31日　名古屋市中区丸の内三丁目14番30号

ジャスト株式会社

代表取締役　眞野　乘史

貸借対照表の要旨（平成23年7月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,712	流動負債	5,246
固定資産	2,337	固定負債	519
有形固定資産	1,835	株主資本	2,288
無形固定資産	0	資本金	384
投資その他の資産	501	資本剰余金	391
		資本準備金	391
		利益剰余金	1,512
		利益準備金	37
		その他利益剰余金	1,475
		（うち当期純損失）	(398)
		評価・換算差額等	△4
資産合計	8,049	負債・純資産合計	8,049

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額　981百万円
2. 1株当たりの当期純損失　69円04銭